

あなたならどうする？

～ 弁護士と一緒に考える安心できる現在(いま)と未来～

2000年4月にスタートした「成年後見制度」が10周年を迎えました。

「成年後見制度」とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の権利を守り、支援する制度です。

この機会に成年後見制度について理解を深めてみませんか？

講師・神田織音さんの成年後見制度の実話に基づく講談と弁護士による模擬相談を行います。

平成23年2月5日(土) 13:00～16:30(12:30開場)

弁護士会館2階「クレオ」 入場無料・予約不要(先着順)

プログラム

講談 おりね 神田 織音 氏

第1話 認知症の老姉妹食べ物に

～過剰工事 三年間で数千万円分～

第2話 経済的虐待を防ぐために

～家族による預金や年金の使い込み～

第3話 ナオト君だって一人の人間なんだよ

～親亡き後を心配して～



神田 織音 氏 プロフィール

【芸歴】高校時代から芝居の勉強を始める。その後約十年芝居に携わる。

1999年4月 神田香織に入門 講談協会所属(芸名 神田おりね)

1999年9月 前座

2003年4月 ニツ目昇進(芸名 神田織音)

【仕事経歴】講談一席(地域寄席・敬老会・イベントなど)、学校講演(講談一席・講談の特徴など)、バス添乗(講師と行く赤穂義士ゆかりの地ツアー・他ご希望に添って)、成年後見制度のPR 講談(実話を基に成年後見制度の必要性を訴える)、NHK ラジオ「日曜バラエティ」レギュラー出演中。

弁護士による模擬相談

オールキャスト:現役弁護士(詳しくは裏面)

講演(解説)

ふきこ 中山 二基子 氏



中山 二基子 氏 プロフィール

弁護士(東京弁護士会所属)。東京大学卒業。

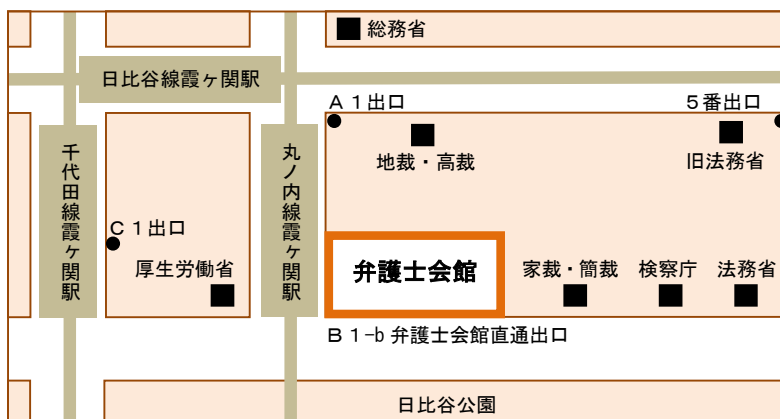
高齢者の財産管理・成年後見制度・相続・遺言が専門。

東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」委員。日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会委員。「世田谷区成年後見支援センター」所長。「一般社団法人市民のための成年後見センター(銀のつえ)」代表理事。

著書に「老いに備える～老後のトラブルと予防法」(文春文庫)、「マンガでわかる成年後見制度」(講談社)など。

主催:東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

共催:東京都・東京都社会福祉協議会・東京都社会福祉士会・日本弁護士連合会



【弁護士会館のご案内】

東京都千代田区霞が関1-1-3

(交通)東京メロ

丸ノ内線・日比谷線霞ヶ関駅B1-b出口より直通

千代田線霞ヶ関駅C1出口より徒歩3分

有楽町線桜田門駅5番出口より徒歩8分

【お問い合わせ】

第二東京弁護士会法律相談課

TEL:03-3581-2250 FAX:03-3581-3337

弁護士による模擬相談

「あなたならどうする？」身近に起こりうるトラブルを題材に、現役弁護士達が模擬相談を実演し、成年後見制度について、わかりやすく解説します。

ケース1 消費者被害

1人暮らしの伯母（82歳）を心配して、時々訪問していた姪（52歳）。2ヶ月ぶりに訪ねてみると、部屋の中には新しい布団がいっぱい・・・。「伯母さん、この布団どうしたの？どうしてこんなに買ったの？」と聞いても、伯母さんは、「えっ私が買ったんだっけ？はてはて??」という感じ。郵便受けには、クレジット会社からの請求書が入っていて、「支払い無き場合は、法的措置を採ります」という文字！一体どうしたらいいの？

ケース2 虐待問題

独居の母親がいつの間にか息子夫婦に引き取られ、財産まで息子夫婦の思いのままに！！親族の困り込みによる経済的虐待事案を通じて、成年後見制度の活用法を弁護士が案内いたします。

ケース3 親亡き後

親子で一生懸命支え合って登ってきた坂。いずれはわが子を残して坂を下らなければならない自然の摂理と子に対する親の愛情を通じ、親亡き後の問題に対する成年後見制度の有効性を考えます。

ケース4 老いじたく

近所の知り合いから老後のことについて弁護士に相談できると聞いた坂本夫妻。弁護士に対して半信半疑だった夫も、弁護士の親切な説明を聞くにつれ、次第に信用していきます・・・。任意後見・遺言・相続などについても解説します。

高齢者・障がい者のための電話相談のご案内

東京にある3つの弁護士会が共同して電話相談を行っています。
相談は、**弁護士**が直接対応します。電話による相談は**無料**です。
電話相談の後、必要に応じて面接（来館）相談や出張相談を行っています（有料）。
福祉関係・行政関係の方や施設の方など、職務上でご本人のために相談をする面接（来館）相談については、各会ともに初回は無料になっております。

TEL 03-3581-9110

月曜日から金曜日までの午後1時～4時

火曜日は午前10時～午前12時も相談を受け付けています。

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は実施していません。

※受付時間をご確認の上、おかけください。

※混雑して電話がかかりにくいことがありますので、ご了承ください。

※記載内容は平成22年11月現在のものです。電話番号が変更になることがありますので、ご了承ください。